

横浜市福祉のまちづくり 推進指針 (改定版)

平成23年度～27年度



平成23年4月
横浜市

はじめに

横浜市では、平成 11 年に「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定し、市民の皆さまや事業者の方々とともに「誰にもやさしいまち・横浜」を目指したさまざまな取組を進めてきました。その結果、まちの中にはバリアフリーが進み、障害の理解を進める取組も数多く生まれるなど、福祉のまちづくりに関する活動が広がってきました。

このような中、このたび、これまでの取組を振り返り、新たな推進指針を策定しました。

新しい推進指針のキーワードは「つながり」です。思いやりや譲り合いの気持ちを大切にし、お互いの気持ちをつなぐ、わかりやすい情報を必要な方に的確に届くようにつなぎます。そして誰もが活動しやすくなるよう施設の整備（ハード）とあわせ、それを必要な人が気持ちよく使える（ソフト）ようにつないでいくことを目指しています。

このたびの推進指針の策定にあたっては、市民の皆さまをはじめ、障害者団体や事業者の方々との意見交換会やアンケート調査などを通じて広くご意見・ご提案をいただきました。誠にありがとうございました。

今後はこの新しい推進指針に市民や事業者の皆さまとともに、しっかり取り組んでいくことで、「つながり」を共感でき、誰もが「ヨコハマのよさを感じ、そのよさを次世代につなげることのできるまち」の実現を目指していきますので、皆さまのご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 23 年 4 月

横浜市長 林 文子

「福祉のまちづくり推進指針」を手にしてくださった方へ

「福祉のまちづくり推進指針」は平成 11 年に策定されました。11 年が経過した平成 22 年度、1 年間をかけて市民の方や障害者団体・事業者の方々から御意見をいただきながら、改定作業を進めてきました。

今回策定した新しい推進指針の特徴としては、まず第一に横浜に暮らす人だけを対象とするのではなく、横浜を訪れる人や勤める人など横浜に関わるすべての人を対象としていることです。

第二に、「多様性」を福祉のまちづくりの基本に置き、高齢者、障害者、子育て中の人など共に生活するさまざまな人の相互理解を大切にしました。特に、障害について、それぞれの個別性やそれに応じた必要な配慮について正しく理解することなどを重視しています。

市民・事業者・市が協働で取り組む具体的な内容をまとめるにあたり、これまでの取組の振り返りを行いました。まちづくりが進む中で、バリアフリー設備の整った施設は増えてきましたが、整備された施設や設備が必要とされる人に利用しやすいものとなるよう、利用マナーなどソフト面の取組を充実させていく必要があるとの意見が多く寄せられました。そのため、引き続きハードのまちづくりと一体となって、「思いやりや譲り合いの心を育てる」「施設整備と正しい使い方の理解」など、ソフト面の取組を重視していくこととしました。

新しい推進指針では、基本的な方向性として「みんなが互いに理解し、互いに助け合う、人のやさしさにあふれたヨコハマ」の実現をうたっています。これからの5年間、推進指針に掲げたさまざまなことに、市民・事業者・市が協働で取り組み、横浜の福祉のまちづくりがさらに進んでいくように願っています。

新しい推進指針が、これからの横浜における「福祉のまちづくり」の大きな道しるべとなり、学校、職場、地域での学習や研修、家庭での話し合いなどのガイドブックとして活用されることを期待しています。

平成 23 年 4 月

横浜市福祉のまちづくり推進会議 一同

目 次

1	ヨコハマがめざすまち	3
2	市民・事業者・市の協働による取組	4
	(1) 思いやり 助け合える まちづくり ～ 思いやりや譲り合いの気持ちの育成 ～	
	(2) 伝わる つながる まちづくり ～ わかりやすい情報の発信と必要な情報の受信・活用 ～	
	(3) 進める 活かせる まちづくり ～ 施設整備を進めながら、施設・設備の正しい使い方を理解する～	
	<コラム>	
	○ 障害の違いについて／国際シンボルマークについて	
	○ 横浜市が行っているさまざまな取組	
	○ 横浜市社会福祉協議会とは・・・？	
	○ 通訳いろいろ・・・／ガイドボランティアとは・・・？	
	○ 車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準	
	○ バリアフリー基本構想で改善されました！	
	○ バリアフリー基本構想が提案できます！	
3	身近な地域での取組	22
	■ 福祉のまちづくり重点推進地区	
	■ 地域福祉保健計画（地区別計画）	
	■ バリアフリー基本構想	
	■ 市民団体・NPO 等の取組	
4	横浜市福祉のまちづくり推進指針のあゆみ	26
5	前回の推進指針目標の評価と現在の課題	27
6	資料編	31

※この推進指針は、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づいて策定しています。

（指針の策定）第12条

市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

1 ヨコハマがめざすまち

「横浜市福祉のまちづくり推進指針」は、平成 11 年（1999 年）に初めて策定され、平成 22 年（2010 年）までの長期目標と、一定の年度ごとの短期目標を定め、福祉のまちづくりを進めてきました。

新しい指針は、期間を長期・短期と分けず、平成 23 年度～27 年度までの 5 年間としました。また、これまでの長期目標を継承し、これからの横浜が目指す「福祉のまちづくり」の方向性として示しています。

横浜を誰もが暮らしやすい環境にするため、これまでの学びをより深めながら、市民・事業者・市が手を携え、協働で福祉のまちづくりを実現していきましょう。

◆基本となる方向性◆

「ソフトとハード(※)が一体となった福祉のまちづくりをみんなが進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち」を目指します。

◆みんなが互いに理解し、互いに助け合う、人のやさしさにあふれたヨコハマ

- ・まちの中で、困っていたり、不自由な思いをしている人たちに、思いやりのある気持ちで、声をかけ、手を差し伸べる光景が多く見られるまちを目指します。
- ・気軽に声をかけられるように、普段から、互いに理解し、互いに助け合うまちを目指します。

◆みんなが安全に安心してまちを移動し、さまざまな施設を利用できるヨコハマ

- ・自分の意思で自由にまちの中を移動し、さまざまな施設を利用することができるまちを目指します。
- ・利用しやすい新しい施設を整備するとともに、今ある施設が、利用しやすいものになっていくまちを目指します。

(※) ソフトとハード

福祉のまちづくりには、「ソフト」と「ハード」の 2 つの側面があります。「ソフト」とは心のやさしさや思いやりを啓発（教育）する取組を、「ハード」とは物理的な都市基盤や建物、乗り物、設備などの整備を表しています。

2 市民・事業者・市の協働による取組

新しい「福祉のまちづくり推進指針」の策定にあたり、これまでの取組を振り返り、現在の課題を検討しました（27 ページ参照）。その結果、新しい指針では“ソフト” “ハード” 別々に取組を進めるのではなく、引き続き、一体のものと考えていきます。施設整備などの“ハード” の取組を引き続き進めていながら、“ハード（施設）” をより活かすための“ソフト” の充実に重点を置いています。

また、これまで明確になっていなかった子育て世代の視点での取組も進めていきます。

1 思いやり 助け合える まちづくり

～思いやりや譲り合いの気持ちの育成～

社会には、高齢者、障害者、子育て中の人など、共に暮らすさまざまな人がいます。福祉のまちづくりを進めていくために必要なことを、学校、地域、家庭、企業（職場）などあらゆる場所や機会を活かし、学び、理解することが求められています。お互いに思いやりや譲り合いの気持ちを持つまち、ヨコハマにしていましょう。

（1）相手のことを考えよう

世の中にはさまざまな人が生活しています。相手の立場を理解し、一人ひとりにあった配慮が必要です。

★ 相手に合わせた心くばりを・・・



〈高齢の人〉
荷物などを持ちましょう



〈妊娠中の人〉
マタニティマークを見たら、やさしい心くばりを

【コラム】

○ 障害の違いについて

障害の種類はさまざまです。また、個人によって障害の内容や程度は異なります。それぞれの状態、状況に合った配慮が必要です。

※ 主な障害の特徴や配慮については、34 ページを参照してください。

○ 国際シンボルマークについて

これは、「国際シンボルマーク」です。このマークは、「障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク」です。

マークの形が車いすをかたどっているため車いす使用者だけ、あるいは肢体不自由者だけを対象としていると誤解されがちですが、すべての障害者を対象にしています。

(財団法人日本障害者リハビリテーション協会
ホームページ参照)



(写真)国際シンボルマーク

【コラム】

○ 横浜市が行っている福祉のまちづくりに関連する取組例

★「災害時要援護者支援」の取組

～近隣住民同士の共助による災害時要援護者支援の取組～

地震等の災害が発生したときに、自力避難が困難な高齢者や障害者等に対して、地域の自主的な取組により、安否確認や避難支援等の活動ができるように、災害時に備え日頃から要援護者への声かけや見守りなど、近隣の住民同士の顔の見える関係づくりを進めています。

★「将来にわたるあんしん施策」の取組

「地域でいきいきと暮らしたい」と願う障害児・者を対象に、横浜市では「将来にわたるあんしん施策」を行っています。平成22年度から段階的に実施する「障害者を見守る人的支援の仕組み」や「医療的ケアの必要な障害児・者のための拠点づくり」、「地域で障害児・者の移動を支える取組」などを進めています。

取組の詳細については、こちらをご覧ください。

URL: <http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shogai/anshintpt/>

(2) 啓発・研修

学校・地域・家庭での福祉教育、企業における社員研修等を通じ、相手の立場に立って自分だったらどうしたいのかを考え、相手を思いやることを学びましょう。周囲の人への少しの気配りや、困っている人へ声をかけることで、さまざまな世代での思いやりの気持ちが広がっていきます。

★ 事業者では・・・

市内鉄道事業者では、お客さまに安心して鉄道を利用していただくことを目指し、「サービス介助士」資格の取得を進めています。資格を取得した社員が、習得した知識や技術を活用して、高齢のお客さまや体の不自由なお客さまが駅や列車を利用する際に、きめ細かなサービスを提供していきます。

サービス介助士 2 級資格を取得した社員は、主な駅を中心に配置されています。



(写真)サービス介助士研修の様子

市内バス事業者では、日常的な接客マナーなどを通じて職員・運転手へのバリアフリー意識の啓発や接客対応の向上を図っています。また、関東運輸局が主催する小学生を対象とした「バリアフリー教室」への協力も行っています。

★ 横浜市役所では・・・

職員が福祉のまちづくりについて理解する機会を持つために、研修等を開催しています。

① 福祉のまちづくり研修

市内で建築設計等に携わっている方や市職員を対象に、「福祉のまちづくり研修」を実施しています。車いす体験や高齢者疑似体験を通して、福祉のまちづくり条例施設整備基準をより深く理解し、そこから利用者の側に立ったまちづくりの企画や設計等を、実践に活かせるようにしています。



(写真)高齢者疑似体験の様子



(写真)車いす体験の様子

② カラーユニバーサルデザイン研修

誰にでもわかりやすく情報を発信するためのヒント集として、平成20年に「わかりやすい印刷物の作り方」を作成しました。わかりやすい印刷物の作り方のポイントや色使いなどカラーユニバーサルデザインに関する内容になっています。

これを活用して、市職員を対象に、カラーユニバーサルデザイン等の理解を深める研修を行っています。この研修を通じて、わかりやすく読みやすいちらし・広報紙の作成を進めます。



(写真)冊子「わかりやすい印刷物の作り方」表紙

③ その他の取組

視覚障害のある人や聴覚障害がある人への情報保障について、具体的なコミュニケーション手段の提示やその必要性を、庁内の会議等さまざまな機会をとらえて情報共有を図っています。

※コミュニケーション手段の詳細については、13・14 ページ、それぞれの障害特性については、34 ページをご参照ください。

(3) 学習の実施

社会福祉協議会などと連携し、主に教員を対象とした障害者や高齢者等を理解するための研修会等を開催し、教育を通じて次の世代の思いやりや譲り合いの気持ちを育てていきます。

★ 福祉教育

小学生向けのリーフレットを横浜市内全小学4年生に配布し、授業や家庭学習に活用しています。今後は小学生だけではなく、対象範囲を広げ、福祉教育を進めます。



(写真)リーフレット表紙

★ 先生のための福祉講座、福祉教育研修会の開催

市・区社会福祉協議会と市が協力し、福祉教育への理解を進めるため、研修会や講座を行っています。これらの研修を通し、福祉教育を行う人材を育てていきます。また、障害者自身が福祉教育に積極的に参加することができる仕組みづくりが重要です。



(写真)先生のための福祉講座の様子

【コラム】

○ 横浜市社会福祉協議会とは・・・？

～「福祉のまちづくり」をめざして地域福祉活動を進めます～

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に組織されている民間団体で、地域が抱える福祉の問題をみんなの問題として考え・話し合い、計画を立て解決にあたります。

横浜市社協では、社会福祉に関する調査研究・総合的企画・普及宣伝及び、地域福祉活動やボランティア活動の推進、横浜生活あんしんセンター・福祉保健研修交流センターウィリング横浜・障害者支援センターの運営の他、地域ケアプラザや横浜市社会福祉センター等の社会福祉施設の運営を行っています。

ふだんのくらしのしあわせ

を一緒に考えませんか？

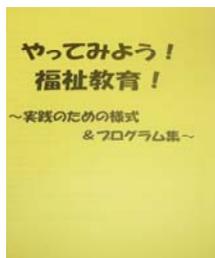
講座・研修

福祉理解を促すための講座や研修会を開催しています。



例えば

→ 「先生のための福祉講座」
「福祉教育研修会」等



企業の地域貢献活動支援

横浜の地元企業が地域で取り組む、さまざまな貢献活動をサポートしています。



「横浜サンプラザプロジェクト」



例えば

→ 地域貢献活動事例集「わたしたちの一步」

福祉教育

リーフレットや冊子を作成し、学校及び教員向けの研修会などで配布します。

例えば

→ 「社協は福祉の学習を応援します！」
「～実践のための様式 & プログラム集」

18区に区社会福祉協議会があります

区社協では、学校や企業等で行う福祉教育や福祉体験学習のお手伝いをしています。体験学習に必要な車いすやアイマスク等の貸出しだけでなく、地域のボランティアグループやNPO法人、障害当事者の方にも協力をいただきながら企画調整も行っています。是非、お近くの区社協にご相談ください。 区社協一覧 <http://yokohamashakyo.jp/link/s-9-2.html>

(4) 身近な地域で行われているさまざまな機会に参加しよう！

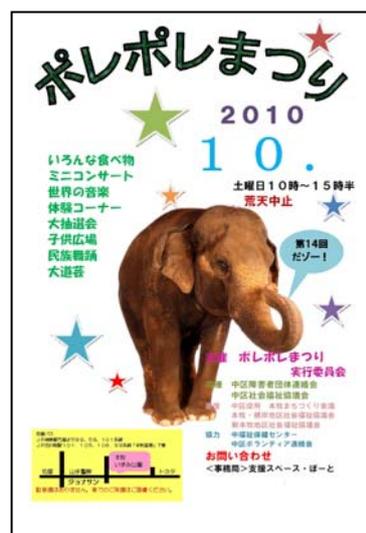
さまざまな団体が連携し協働して、福祉のまちづくりや障害理解のためのイベントや行事が、身近な地域で参加しやすいよう工夫され、開催されています。ここではその一部を紹介します。機会を見つけ、参加してみましよう！

★ 各区社会福祉協議会の取組

各区の社会福祉協議会は講演会のほか、それぞれの特性に応じて地域と密着した取組を行っています。ここでは、その一例を紹介します。

例) ポレポレまつり

中区では、地域と区の障害者団体、区社会福祉協議会の共催でお祭を開催しています。さまざまな障害がある人やお年寄りや子ども達、またさまざまな国の人達がこのお祭に参加して、お互いに触れ合いながら人の優しさや、ありのままの自分を見つけることを目的としています。



(写真)ポレポレまつりチラシ

★ 地域と市民団体の取組

例) 「車いすみこし」

伊勢佐木町商店街と「横濱ジェントルタウン倶楽部」(25ページ参照)が協働で行っている取組です。車いす使用者が「おみこしを担いでみたい」と伊勢佐木町にある店主との会話の中で話したことから生まれました。車いすみこしの主催は「イセザキ・モール1・2ST」。平成13年に始まった取組で、今では地域のイベントとしてすっかり定着しています。



(写真)車いすみこしの様子

★ 防災訓練（障害者、外国人の参加促進）

例）都筑区での取組

都筑区では平成 20 年度から、コミュニケーションボードなどを用意して身体に障害がある人や日本語の苦手な外国籍の人が安心して避難できるように工夫した訓練や、夜間に真っ暗な状態で資機材の準備や避難者の受付・誘導を実際に行う訓練を行っています。



（写真）8か国語で表記されたトイレの案内

★ 地域の身近にある福祉施設

自分が住んでいる地域に関心を持ちましょう。近くに福祉施設があるかもしれません。特別養護老人ホームや地域ケアプラザなどのほか、グループホームや作業所といった小さな施設も身近なところにあります。まずは関心を持ってどのような施設なのか、どのような方が利用しているのかなど知ることから始めましょう。

最近では、福祉施設からも地域へ施設開放やお祭など、さまざまな形で地域との交流の場を設けています。そのような機会に積極的に参加し、まずは施設を身近に感じ、利用されている方への理解を深めましょう。

※ 地域の取組の詳細については、22 ページをご参照ください。

2 伝わる つながる まちづくり

～わかりやすい情報の発信と必要な情報の受信・活用～

さまざまな障害への理解を深め、誰にでもわかりやすい情報を発信し、障害者、高齢者だけではなく、横浜を訪れる人に配慮した情報を発信します。

また、地域や自治会町内会、各区・地区社会福祉協議会で行っている福祉教育・福祉のまちづくりの取組を情報発信し、身近な地域での参加を呼びかけます。

(1) コミュニケーションボードを活用しよう！

コミュニケーションボードとは、コミュニケーションが苦手な知的障害がある人等がイラストを示すことで意思を伝えるボードです。お店や地域防災拠点など、利用する場面を想定して作成しました。



○お店用



○救急用



○災害用



○鉄道駅用

◎ どんなときに必要か知っていますか？

知的障害がある人がお店や交通機関で気になる行動をしていることがあるかもしれません。まずはしばらく見守ってください。

そして、困っているようでしたら、ゆっくりと静かに話しかけてください。そんなとき、コミュニケーションボードを活用できます。

◎ コミュニケーションカード（セーフティネットプロジェクト横浜）

コミュニケーションボードに載っているイラストの中から、必要なイラストを選んで、名刺サイズのカードに印刷することができます。

(<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>)

ラミネート加工したり、リングをつけて単語帳風にしたり、名刺フォルダーに入れたりするなど、工夫をして使ってください。



◎ 災害時のコミュニケーション支援について
 (セーフティネットプロジェクト横浜)

横浜市社会福祉協議会では、災害時用のコミュニケーションボードの発行を機に、災害時に「支援してほしい」障害がある人は黄色、「支援できる」人は緑のバンダナを身に付けようという取組を進めています。地域防災拠点にも配布されています。



(2) カラーユニバーサルデザインへの理解をすすめましょう！

高齢者や色弱者(※)などへの理解を深め、カラーユニバーサルデザインについて学び、情報発信の際にも配慮します。施設整備を行う際のサイン等についても、色使いに配慮をします。

★ 市営地下鉄での取組み

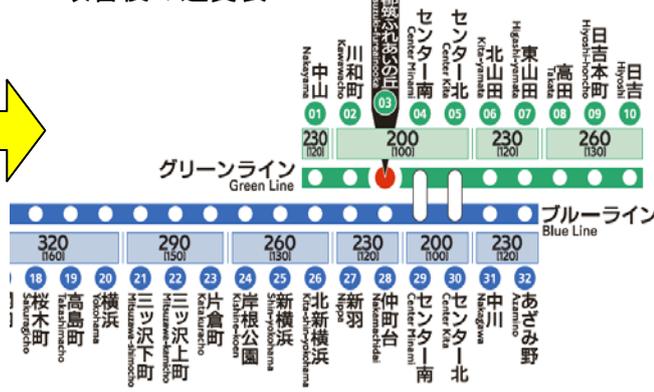
市営地下鉄グリーンラインの運賃表や構内案内図など構内に設置するサインは、色覚の個人差を問わず、できるだけ多くの方にわかりやすく判別できるカラーユニバーサルデザインの考え方を取り入れました。

また、グリーンラインの計画段階から市民のみなさんのご意見を伺いながら、設計・工事を進め、地域と連携した駅づくりを進め、「内閣府バリアフリー・ユニバーサルデザイン功労者表彰 平成20年度内閣府特命担当大臣表彰優良賞」を受賞しました！

▼ 改善前の運賃表



▼ 改善後の運賃表



(※) 色弱者

色覚異常・色盲・色弱・色覚障害・色覚特性とも称されます。日本では男性の20人に1人、女性の500人に1人、日本全体では300万人以上いるとされています。世界では2億人を超える人数で、血液型がAB型の男性の比率に匹敵します。これらの方は、視力(目の分解能)は普通と変わらず細かいものまで十分見えますが、一部の色の組み合わせについて、一般の方と見え方が異なります。

(NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構ホームページより抜粋)

(3) バリアフリーミーティングガイドを積極的に活用しよう！

★ 「バリアフリーミーティングガイド」とは？

誰もが地域の話合いに参加するために、障害がある人もない人も、一堂に会し、異なる立場の人の意見に耳を傾けるための話合い方法をまとめたガイドブックです。平成 11 年に横浜市福祉のまちづくり推進指針の別冊として作成しました。

「誰もが参加できるミーティングのあり方」を市職員の研修等で活用し、福祉のまちづくり推進会議をはじめとした実際の会議等で実践していきます。

(4) 福祉のまちづくりに関わるさまざまな連携

★ 他制度との連携

横浜市には、「福祉のまちづくり推進指針」の他にも、誰もが暮らしやすいまちを目指す「地域福祉保健計画」や「バリアフリー基本構想」などがあります。それぞれの目指す方向が同じなので、それぞれの地域で取り組んでいる「計画」「制度」が相互に補完しあい、情報共有を図り、協力・連携しながら福祉のまちづくりを進めていかなければなりません。

※ 計画・制度等の詳細については、24 ページをご参照ください。

★ ネットワークづくり

福祉のまちづくりを進めるためには、市民・事業者・市が協力して進めていくことが重要です。その中でも、まちづくりの活動を行っている市民団体同士のネットワークを広げ、それぞれの団体が積極的に情報交換をすることによって、各団体の活動の幅が広がります。

※ 実際に行っている取組、活動団体の紹介については、22 ページをご参照ください。

(5) 文字情報、音声情報の活用

文字情報や音声情報を活用することによって、より多くの人に情報を知らせることができます。また、聴覚障害や視覚障害がある人は、文字や音声によって多くの情報を得ることができます。

★ 使用機器

◎ SP コード

専用の読み上げ装置を使って紙面上の情報を音声で聞くことができるもの。

◎ 画面読み上げソフト

視覚障害がある人がパソコンを使うとき、画面に出ている文字を読み上げ

てくれるもの。

◎ 磁気ループ

床に埋め込んだ磁気導線にマイクを通した音の信号を流すことで、導線内にある補聴器を使う人が、マイクを通した音を聞きやすくなる装置。会場に埋め込まれていなくても、簡易設置型を敷くことでも対応できます。

◎ 駅やバスターミナルなどの公共交通機関での取組

・ 文字情報

聴覚障害がある人が情報を得られるように、主要な通路、ホーム及び改札には、電光表示板や手書きの文字情報板等を設置することとされています。

・ 音声・音響情報

鉄道やバスの運行状況について、音声による情報提供を行っています。また、駅入口や改札口には誘導鈴が設置されています。

【コラム】

○ 通訳いろいろ・・・

聴覚に障害がある人でも、先天性の人と途中で聴覚を失った人（中途失聴）では対応に違いがあります。一般的には、先天性の人は「手話通訳」を、中途失聴の人は「筆記通訳」の方が分かりやすいと言われています。相手に合わせたコミュニケーション手段を使うことは、とても大切なことです。

・ 手話通訳 … 聴覚障害のある人のコミュニケーション手段の一つ。手の形・位置・動きの組み合わせで意味を表します。

・ 筆記通訳 … 聴覚障害のある人を対象に、話された言葉をノートやパソコンに書き示して行うコミュニケーション手段。

人数が多い場合は、プロジェクターを使ってスクリーンへ映し出す方法もあります。

※ 聴覚障害についての詳細は、35 ページをご参照ください。

○ ガイドボランティアとは・・・？

外出の付添いを希望する重度の視覚障害や全身性障害、知的障害、精神障害がある人に、外出支援を行うボランティア（ガイドボランティア）のことです。ガイドボランティア研修会では、事業の説明や、介助の方法、緊急時の対応など、実習を交えながら基本的なガイドの知識と技術を習得することができます。

「ボランティアに興味がある」、「障害がある人の外出のお手伝いをしてみたい」方など、ぜひお気軽にご参加ください！

3 進める 活かせる まちづくり

～施設整備を進めながら、

施設・設備の正しい使い方を理解する～

(1) 施設や設備を使用する際の適正な利用

多目的トイレなどの使い方を、障害特性を知る研修の中で学ぶことで、さまざまな設備の正しい使い方の理解を深めます。

誰もが気持ちよく施設を使えるように、一人ひとりが心がけ行動するようにしましょう。

★ 思いやりパーキングマナー運動

車いす使用者用駐車区画は何のためにあるのでしょうか。車いす使用者等は、乗り降りの際に広いスペースが必要です。また、この駐車区画は、建物の入口に近く、平坦な場所に設置されていることから、歩行に障害のある内部障害がある人や長距離の歩行が困難な高齢者も利用する場合があります。必要のない方は駐車しないようにしましょう。



(写真1)車のドアを全開にして車いすを出します



(写真2)車いすに乗り移ります

【マナー運動シンボルマーク】



↑マナー運動シンボルマーク

車いす使用者用駐車区画の適正利用に向けた取組での活用を目的に、“自動車乗降の際に車いす使用者等がドアを全開にするため幅の広い駐車区画が必要である”ことを示すシンボルマークを作成しました。

駐車場を利用する際に、このマークをダッシュボードの上に掲げてみませんか。

市ホームページよりダウンロードできます。

URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/chifuku/fukumachi/barrierfree/tyusya.html>

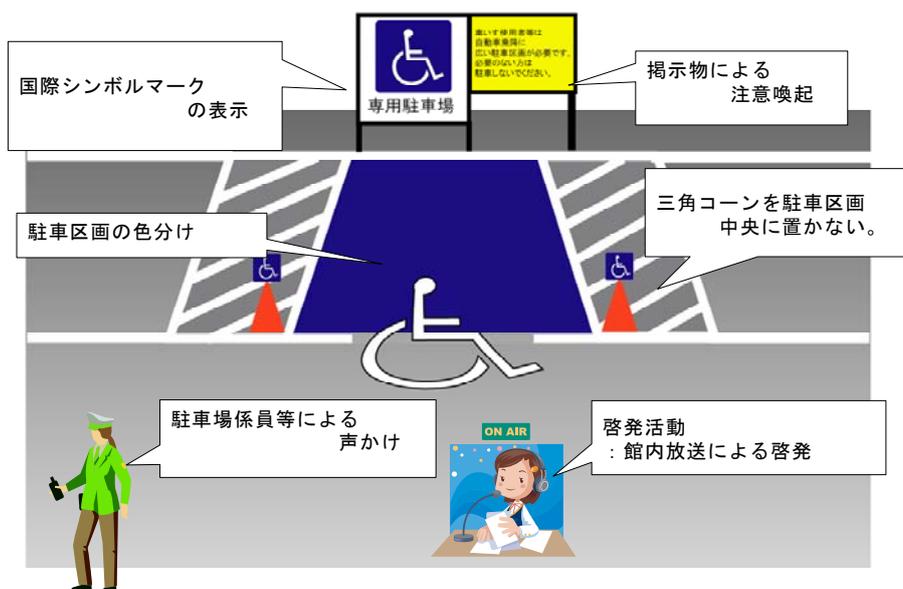
【コラム】

○ 車いす利用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準

(駐車場を設置・管理する事業者の方へ)

市では管理運用の望ましい水準を設定し、広い駐車スペースが必要な人がより利用しやすい環境を作るために努めるべき対応をまとめ、事業者へ協力を求めています。

(※) 管理運用の望ましい水準の図解 (施設整備マニュアルより抜粋)



【事業者の取組事例】

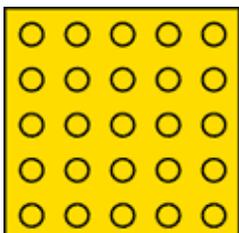


(写真) 駐車区画が青く塗装され、施設の出入口の近くに設置されています。

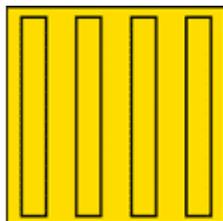
★ 視覚障害者誘導用ブロックについて

このブロックは、視覚障害がある人のまちを歩くときの大切な道しるべです。ふさがれていたり、ものが置かれていると視覚障害がある人の歩行に必要な情報を途絶えさせてしまいます。

ブロックには、2種類あります。



▲警告ブロック『止まれ』



▲誘導ブロック『進め』



歩きやすい誘導用ブロックに！

★ 多目的トイレについて

「障害者用トイレ」、「多機能トイレ」等とも呼ばれています。車いす使用者、高齢者、マヒのある人、ケガをしている人やさらに、オストメイト（人口ぼうこうや人工肛門を付けている人）のための設備(※)や、おむつ替えシートなどの設備が整えられており、トイレの入口や案内誘導プレートに利用できることを示すマークが表示されています。



(写真)多目的トイレ整備例

市の施設や鉄道の駅、ショッピングセンター等でも整備が進んでいます。

(※)オストメイトのための設備



(写真)オストメイト専用汚物流し



オストメイトマーク
(オストメイト用設備を備えている施設に表示します。)

(写真)多目的トイレ案内標示例

★ エレベーターについて

エレベーターは、さまざまな場所に設置され普及してきました。誰もが使える便利なものです。しかし、エレベーターでしか移動できない人もいます。車いす使用者やベビーカー利用者などエレベーターが必要な人が使いやすいようにしましょう。



エレベーターはお先にどうぞ

(2) まちの中のバリアフリー化

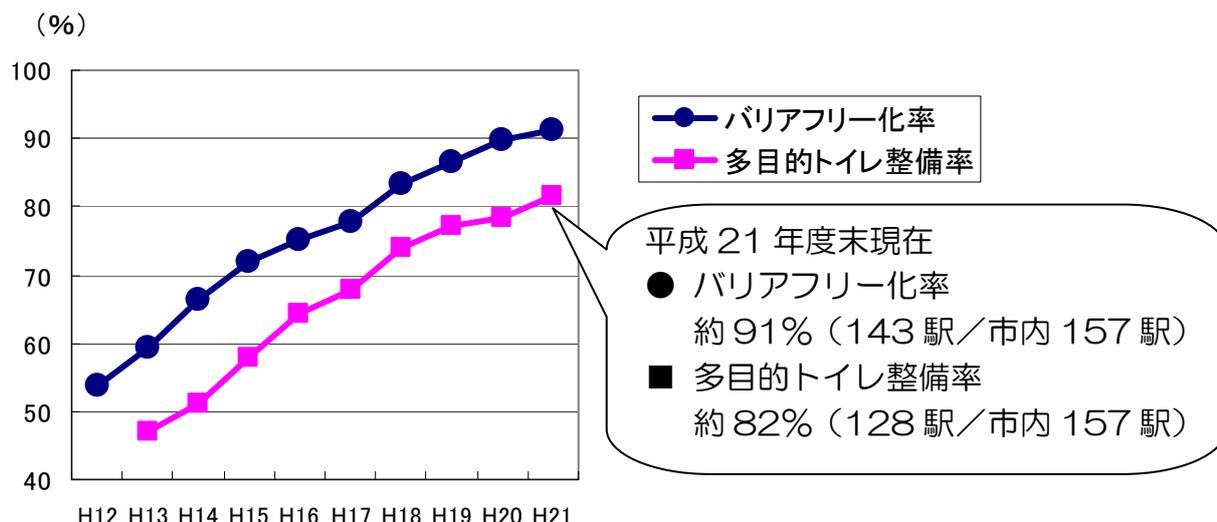
多目的トイレ、視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内、音声や音による案内や誘導、電光掲示板による案内、わかりやすい案内標示、聴覚障害がある人に配慮するマーク等を市民・事業者・市の協力のもと増やしていきます。

特に公共機関では施設整備はもちろん、障害への理解を深め、さまざまな人に対して情報提供がなされる必要があります。

また、駅舎エレベーターや多目的トイレ等の設置・ノンステップバスの導入を今後も進めていきます。

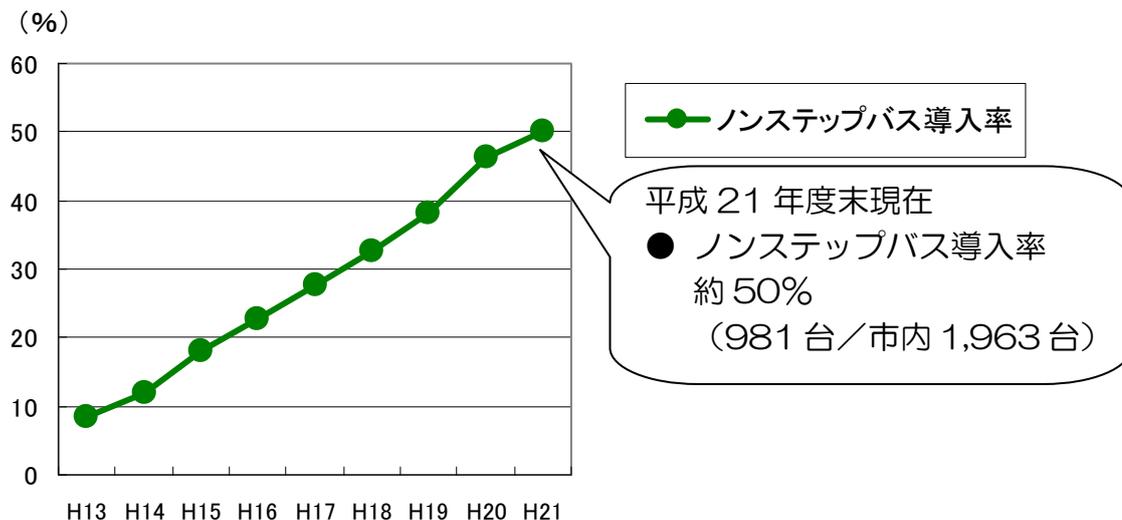
★ 鉄道駅舎におけるエレベーター・多目的トイレの設置状況

市内全 157 駅（平成 21 年度末現在）のうち、エレベーター等によるバリアフリー化率（段差解消率）及び多目的トイレの整備率を示しています。



★ ノンステップバスの導入状況

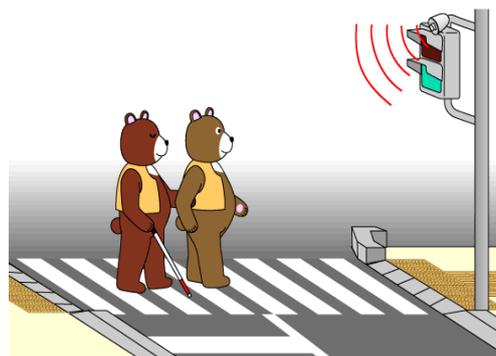
市内に営業所を持つバス事業者が保有する乗り合いバス車両のうち、ノンステップバスの割合を示しています。



★ 視覚障害者用信号機

(音響信号機)

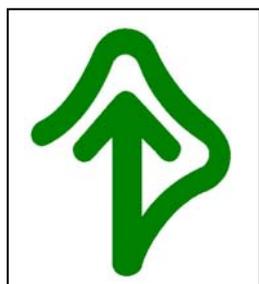
歩行者信号機が青であることを視覚障害がある人に知らせるため、外部に接続したスピーカにより誘導音を鳴らします。



★ 聴覚障害がある人に配慮するマーク



これは、「全日本ろうあ連盟マーク」です。ろうあ者を表すマークです。コミュニケーションをとるときは、手話などの配慮をお願いします。



これは、「耳マーク」です。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。耳の不自由な方と話すときは「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。(社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会ホームページより)

(3) 道路・建築物・公園・路外駐車場等の整備

多くの人が利用する施設、建築物について、高齢者・障害者等が安全にかつ円滑に利用できるよう、引き続き条例等の基準に基づきバリアフリー化を進めます。

- ・「横浜市福祉のまちづくり条例」
- ・「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（建築物バリアフリー条例）」
- ・「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等

(4) 市民意見を反映させた施設整備

施設整備の際には、その施設を利用する人の意見を反映させた、より使いやすい施設整備を行えるように仕組み等を検討していきます。

【コラム】

○ バリアフリー基本構想（※）で改善されました！

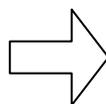
関内駅周辺地区交通バリアフリー基本構想は、学識経験者、関内駅周辺地区の高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される地区部会を設置し、検討を重ね、平成16年8月に策定されました。

【改善例】

関内駅周辺の歩道を平坦にし、車の乗り入れ部分についても歩行者等の通行部分の幅員を可能な限り2m以上確保するなどバリアフリー化を図りました。また、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しました。



（改善前）



（改善後）

○ バリアフリー基本構想（※）が提案できます！

バリアフリー新法（平成18年12月施行）において、新たに「基本構想作成提案制度」が創設されました。この制度では、地区の施設利用者などがバリアフリー基本構想の素案を作成し、横浜市に対して提出することで、基本構想の新規作成や既存の基本構想の変更を提案することができます。

横浜市では、提案のための手順や方法を整理した手引き「横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」を作成しましたので、是非ご活用ください。手引きは、各区役所区政推進課、道路局企画課及び健康福祉局福祉保健課で配布しています。また、市ホームページよりダウンロードができます。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/bf/teian/>

※ バリアフリー基本構想については、24ページをご参照ください。

- ・ アートギャラリーの開催

駅周辺の商店街・小学校（3校）に協力を求め、商店街で年3回開催しています。地元商店街の活性化や、家庭と学校とのパイプ役を担っています。

- ・ ウォークラリーの実施

周辺の街を歩きながら、福祉の街にふさわしいまちづくりを目指し、街の見直し・再発見のヒントを見つけるために、年1回実施しています。

○ 鶴見寺尾地区（寺尾地域ケアプラザ）

重点推進地区の指定終了後も「てらお福まち協議会」として活動を継続中です。てらお「福まち」協議会は、スタート時より「ふんわりとしたつながりを大切に」「ハードもソフトも取り混ぜて」をモットーに福祉のまちづくりに取り組んでいます。

例えば、みんなでまち探“見”→ガリバーマップ→子育て支援マップ「てらおままっぷ」制作と、時間をかけて、多くの気づきを引き出し、活動を形にしてきました。また、鶴見区地域福祉保健計画（鶴見・あいねっと）地区別計画策定が契機となって、活動は更に深まり、広がっています。その一例を紹介します。

～ みんなでつくる 広報紙“ひびきあい”～

今まで、地域ケアプラザの職員がパソコンを駆使して“ひびきあい”を作成してきました。今年1月からは、「福まち」メンバーが「知恵」と「スキル」を出し合って、情報収集・取材・編集まで手がけています。

※ うんちくサロン 平成22年度 新規事業

地域には貴重な体験や経験をお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。その方々の「うんちく」を披露してもらい、地域住民の交流を図ろうとするものです。



(写真) 広報紙“ひびきあい”

(※) 横浜市バリアフリー検討協議会

横浜市におけるバリアフリー基本構想に関する総合的な検討・調整をする組織



これまで「福祉のまちづくり推進指針」を推進してきた12年の間に、身近な地域において「福祉のまちづくり」がさまざまな視点から取り組まれ、広がりを見せています。また、これまで紹介した協働の取組のほか、NPO や市民団体などが自主的に福祉のまちづくりに取り組んでいる例があります。

今後は、これらの活動が相互に結びつき、総合的な取組へとつながっていくことが、福祉のまちづくりの取組の裾野をさらに広げ、誰もが住みよい横浜を目指す上では、重要と考えています。

[市民団体・NPO 等の取組]

○ 横濱ジェントルタウン倶楽部

横浜市福祉のまちづくり条例に基づく「関内駅周辺福祉のまちづくり重点推進地区」の協議会が母体となり、平成11年度～15年度の地区指定後も活動を継続するための任意団体として平成16年7月に発足しました(平成22年8月にNPO法人化)。

「人にやさしいまち(ジェントルタウン)」づくりを目指し、障害者や商店街、まちづくり専門家、NPOなど多様な立場の方々が参加し協力して活動している団体です。障害者が参画して進めるプロセスを重視し、当事者が主体的に事業に関わっています。誰もが街に気持ちよく出かけられるよう、触る地図の作成、障害者と商店街の交流イベント、魅力スポットをめぐるまち歩きなどを行っています。また、困っている人を手助けできる人を育てる取組として、福祉教育も行っています。さまざまな活動を通じて、人々がお互いに思いやりを持ち、誰もが行きたいと思う街、横浜らしい魅力を楽しむことができる街、多くの人が集ういきいきとした街・横浜を目指しています。

4 横浜市福祉のまちづくり推進指針のあゆみ

～ 福祉のまちづくり条例制定から福祉のまちづくり推進指針改定までの経緯 ～

- 平成7年8月 「福祉のまちづくり検討委員会」を設置
- 平成9年3月 「福祉のまちづくり条例」公布
- 平成9年7月 「福祉のまちづくり推進会議」設置
- 平成11年1月 「福祉のまちづくり推進指針」いっしょにつくろうヨコハマのまち発行

2010年に目指す都市像（長期目標）

「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマのよさを感じながら暮らすことのできるまち」

ソフト面

だれもが互いに理解し、互いに助け合う、人のやさしさにあふれたヨコハマ

ハード面

だれもが安全に安心してまちを移動し、さまざまな施設を利用できるヨコハマ

<今、がんばる7つのプロジェクト>

- 推進会議 ○ 重点推進地区 ○ 情報提供 ○ 福祉のまちづくり教育
- 地域福祉活動との連携 ○ 施設のきめ細かな整備 ○ 利用しやすい交通ネットワークづくり

I期 2001年までの短期目標（平成11～13年 3年）

「ヨコハマで暮らし、活動するすべての人が少なくとも1回は福祉のまちづくりを考える」

改定

II期 2006年までの短期目標（平成14～18年 5年）

「みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう」

<「特に」行っていく取り組み>

- 協働の福祉のまちづくりの話し合いをはじめよう
- 重点推進地区による福祉のまちづくりを各区で取り組もう
- 福祉のまちづくり情報を集め、広めながら市民相互のネットワークを築くなど、情報を通じた活動を推進しよう
- もっと便利に、もっと快適に生活できるヨコハマをつくろう

改定

III期 2010年までの短期目標（平成19～22年度 4年）

「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」

- 心のバリアフリー推進 ○ だれにでも使いやすい施設・設備整備の推進
- だれにでもわかりやすい情報の発信 ○ 福祉のまちづくり重点推進地区事業
- 福祉のまちづくり推進会議

改定

- 平成23年4月 「横浜市福祉のまちづくり推進指針（改定版）」発行

基本となる方向性

「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち」

5 前回の推進指針目標の振り返りと現在の課題

横浜市福祉のまちづくり推進指針において、平成11年（1999年）に設定した平成22年（2010年）までの長期目標と平成19年（2007年）に設定した短期目標が、ともに平成22年（2010年）最終年度を迎えました。

そこで、今回の新しい推進指針の策定にあたって、意見交換会やアンケート調査、市民意見募集などと実施し、これらの取組についての振り返りを行い、現在の課題などについて検討しました。

■ 2010年までの長期目標

2010年のヨコハマは、「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマの良さを感じながら暮らすことのできるまち」となります。

ソフト面 … だれもが互いに理解し、互いに助け合う、人のやさしさ
にあふれたヨコハマ

ハード面 … だれもが安全に安心してまちを移動し、さまざまな施設
を利用できるヨコハマ

■ 2010年までの短期目標

「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」

この短期目標では、Ⅰ期及びⅡ期の短期目標（26ページ参照）の中で、福祉のまちづくりについて知り、見て、考えたことを踏まえ、一步を踏み出し「行動」する時期が来たことをさしています。

この目標に向かい、市民、事業者及び市が、それぞれが主体的に取り組むこととして、ハード、ソフト及びソフト&ハードの取組内容を掲げ、福祉のまちづくりを進めてきました。

■ 今感じる「福祉のまちづくり」について

市民の方を対象に、福祉のまちづくりに関するアンケート調査を実施しました。

- 実施方法
ヨコハマeアンケート
- 実施期間
平成22年9月17日から
10月1日まで
- 回答人数
404人

ヨコハマeアンケートとは …

市内在住の15歳以上の方を対象にメンバー募集し、インターネットで横浜市の施策や事業に関するアンケートを行い、その結果を事業の企画、効果の測定、改善等に役立てるものです。対象者647人。

5年前と比べた印象について聞きました。

表1 まちの中では「バリアフリーが進んできた」と感じている人が多い中、表2「横浜に暮らす人の思いやりや譲り合う気持ちを持つ人が増えたと感じるか」の質問に対しては、半数の方が「変わらない」と答えています。

5年前に比べて、まちの中のどのようなところでバリアフリーが進んできたと思いますか？
(複数選択)

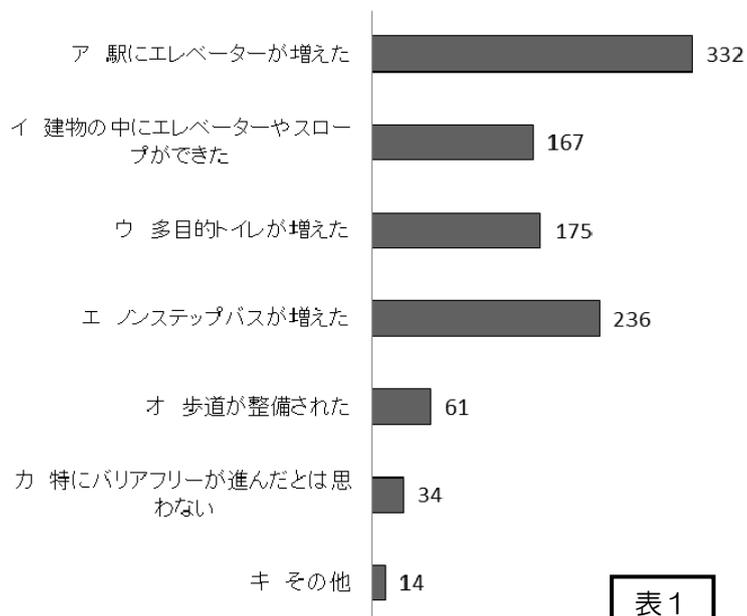


表1

5年前に比べ、横浜に暮らす人は思いやりの心や譲り合う気持ちを持つ人が増えたと感じますか？

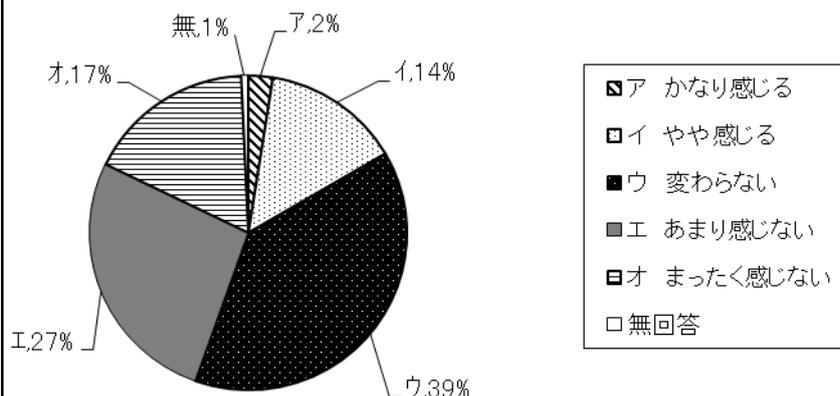


表2

日常生活で困っている人を見かけたとき、
あなたはどのような行動をしますか？

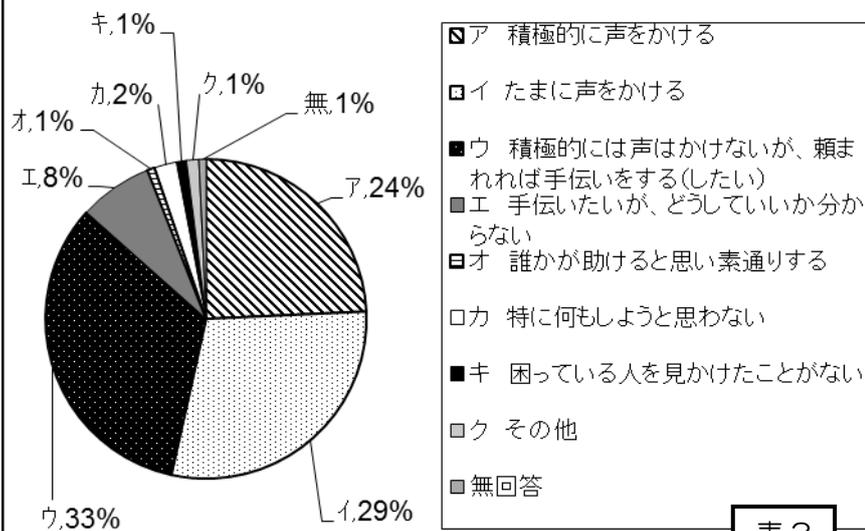


表 3

一方で、表3「日常生活の中で、困っている人を見かけたとき、どのような行動をするか」の質問に対しては、「積極的に」と「たまに」声をかける人で半数以上を占め、「頼まれれば手伝う」人も含めると、86%になります。

市民の方の意識は高いといえますが、自分の気持ちを他の人に積極的に伝える段階までには至っていないと考えられます。

あなたが歩道を歩いていて、
特に障害とを感じるものはありますか？

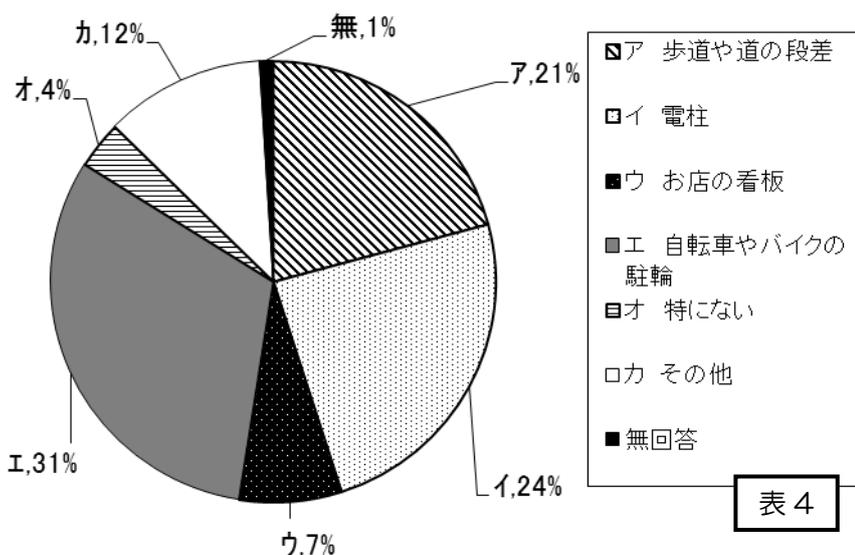


表 4

表4「歩道を歩いていて、障害とを感じるもの」については、段差や電柱などハードに関するものが半分を占めますが、「自転車やバイクの駐輪」が最も多く挙げられました。ハードを“進め”、それを“活かせる”ソフトのまちづくりをさらに進めていく必要があります。

また、**表5**横浜市が発行する広報物や、市のホームページが「わかりやすい」と答えたのは、全体の3割にとどまりました。“伝わる つながる”まちになるために、情報保障は欠かせません。

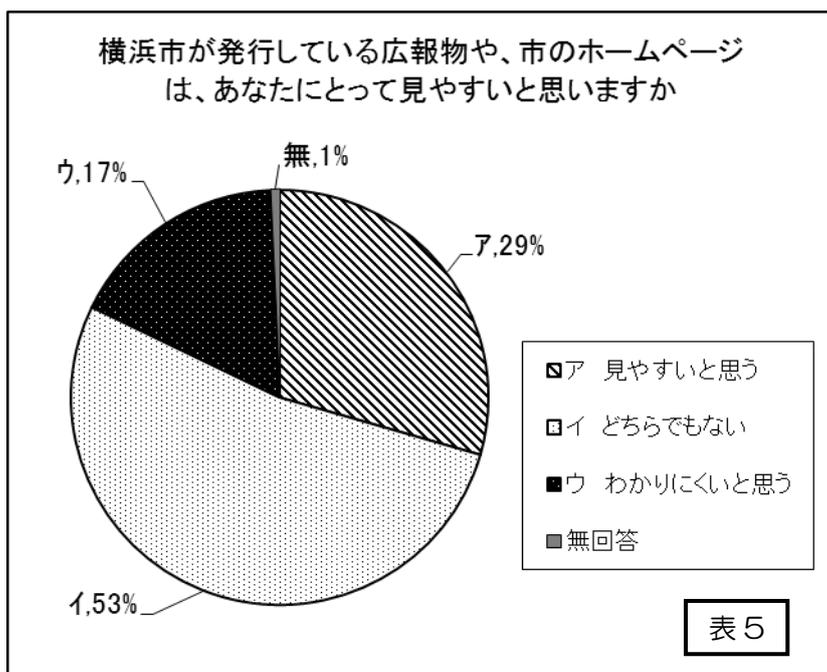
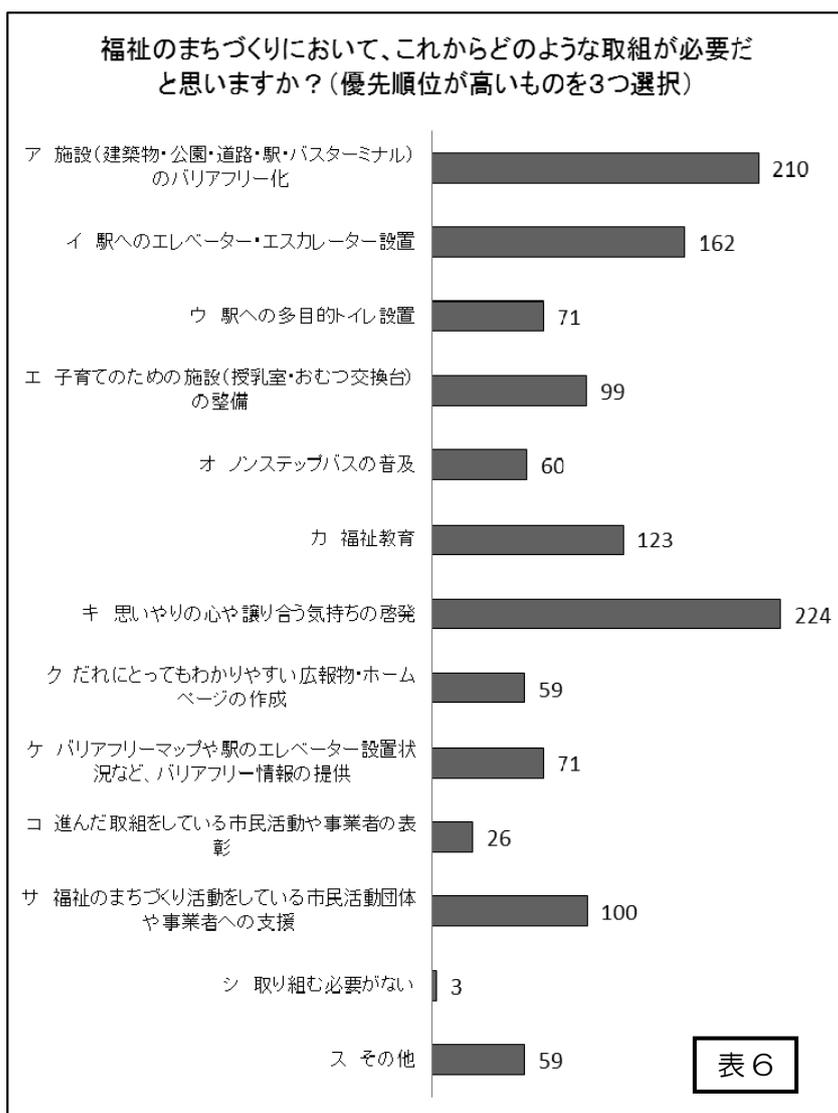


表6これからの福祉のまちづくりに必要な取組として、最も多く挙げられたのが「思いやりの心や譲り合う気持ちの啓発」でした。

続いて、「施設のバリアフリー化」が挙げられています。

思いやりの心や譲り合う気持ちの啓発に積極的に取り組むとともに、ハードの取組も、引き続き進めていく必要があります。



6 資料編

1 用語の説明

ここでは、福祉のまちづくり推進指針に出てくる主な用語について説明します。

★ 福祉のまちづくり推進会議（公開会議）

横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する基本的事項を調査審議するため設置された審議会。市民、学識経験者、事業者、関係団体など委員 30 名以内で構成されています。平成 19 年度からは、広く市民のみなさんの声をお聞きするために、市民公募委員に参加していただいています。

★ 駅舎エレベーター

本市では、公共交通機関の利用環境の改善と福祉のまちづくりを推進するため、民営鉄道事業者等が行う鉄道駅舎のエレベーター等整備に対して補助を行っています。

また、バリアフリー新法では、原則として平成 22 年（2010 年）までに乗降客 5,000 人以上で高低差が 5メートル以上の駅は、エレベーター等の設置により地上からホームまで段差解消することを目標にしており、整備が進められてきました。

これらの結果、平成 21 年度末には、市内 157 駅中 143 駅（約 94%）がエレベーター等により地上からホームまで段差解消されています。



★ ノンステップバス

ノンステップバスとは、乗降口にある段差をなくし、道路から床面までを 30 センチ程度とした、車いす使用者や高齢者をはじめ、だれもが乗り降りしやすくしたバスをいいます。車いす使用者がバスを利用するときには、中扉等からスロープ板を出して乗降します。

平成 21 年度末現在、市内の営業所のあるバスのうち、市営・民営あわせて 981 台がノンステップバスとなっています。



★ 施設整備マニュアル

横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設の整備基準等を具体的に定めた「施行規則」の解説を図解を添えて示し、事業者や設計者の方々が建築物等を設計する上で必要となる事項をまとめたマニュアルです。障害者・高齢者等の行動特性に配慮した各部寸法の考え方も掲載しています。



- ・ ホームページでもダウンロードできます。
「ヨコハマ・ふくまち.net」
<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/chifuku/fukumachi/jorei/06.html>
- ・ 市役所市民情報センターで販売中

★ ユニバーサルデザイン (UD=Universal Design)

ユニバーサルデザインという言葉は、“ユニバーサル（すべての、普遍的な）”と“デザイン（計画、設計）”の2つを組み合わせた言葉で、「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（障害者基本計画【平成14年12月24日閣議決定】より）」です。アメリカの建築家であり工業デザイナーであったロナルド・メイスにより1985年に提唱されました。国では、平成20年3月「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」を策定し、障害者や高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、すべての生活者・利用者の視点にたって、妊婦・子ども連れの人なども対象とした、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進することとしています。

（参考）

○ バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面でのバリアなど、全てのバリアを除去するという考え方。

2 障害の理解と配慮について

障害の種類や内容は個人差があり、それぞれの状態や状況に合った配慮をすることがもっとも大切なことです。

ここでは、主に福祉のまちづくりに関連する視点から障害の特徴や状態、日頃から心がけるマナーや対応方法について簡単に説明します。

ここであげる特徴は主なもので、障害の現れ方は人によって異なります。

(1) 肢体障害

- ・ **車いす使用者（脊髄損傷、脳血管障害、脳性麻痺、高齢者など）**

車いすは歩行が困難になった場合に用いる代表的な移動用福祉用具です。車いすは大きく分けて手動車いすと電動車いすがあります。

一般的に車いす使用者は、段差や坂道、狭い通路などを移動する動作が苦手です。

また、車いすに乗ったままでは手の届く範囲も限られてしまい、スイッチを押す、扉を開閉するなどの動作も大変になる場合があります。

- ・ **杖使用者（脳血管障害、関節リウマチ、脳性麻痺、高齢者など）**

杖は、歩行が困難な人の歩行能力を改善するための福祉用具です。

歩行時のバランスやスピードの調整を目的としています。

杖の底面が小さいので排水溝のふたやわずかな段差でもつまづくことがあります。

また、脳血管障害ではしばしば、話すことが困難になったり、片側を見落としがちになる、記憶力が低下する、などの症状を伴う場合があります。

- ・ **上肢障害者（関節リウマチなど）**

上肢の痛みや変形、麻痺、握力の低下などから、つまんだり握ったりなどの手指の細かい操作が難しくなったり、腕を伸ばす動作も難しくなったりします。

扉の開閉、水道の蛇口の操作など力が必要な動作が苦手です。

【日頃から心がけるマナーやお手伝いの方法】



- ・ 電車で席を譲るときは、座席シートの両端の席を積極的に譲るようにしましょう。端の席は、手すりがあることが多く、座ったときには側方にも壁があるため、姿勢が安定します。さらに端の席は出入口のドアが近くなるため、移動距離も短くすみませす。
- ・ 立ち上がりや、段差、階段の昇降を介助する場合は、無理に引き上げたり押し下したりせず、相手の動きにあわせた介助を行いましょよう。
- ・ 段差や傾斜で困っていると感じたときは、「お手伝いしましょうか？」と必ず一声かけてから介助するとお互いに気持ちよいコミュニケーションにつながります。
- ・ エレベーターでは、「何階まで行きますか？」など会話によるコミュニケーションとともに、階ボタンを押すことや通行しやすいように建物やエレベーターのドアを開けて支えておくことも大切な支援です。
- ・ 車いす使用者や杖使用者が移動しやすいように、歩道や通路には、自転車やバイク、物などを放置しないようにしましょう。

(2) 視覚障害

視覚障害というと目が全く見えない(全盲)と思いがちですが、残存視力のある方(弱視など)が多くみられます。視覚障害に対応するまちづくりを考えると、全盲の方に対応するばかりではなく、弱視などの方にも十分に配慮する必要があります。白い杖は、前方の状況などを確認するために使うとともに、周囲の人に見えない人がいることを知らせるために使います。

・ 全盲

全く、又は、ほとんど見えない状態です。

視覚障害者誘導用ブロック(17 ページ参照)の突起の模様を杖や、足で感じて歩いている人もいます。

・ 弱視

視覚情報を得るのに何らかの困難を生じています。

見え方は人によってさまざまで、明るさ・コントラスト・文字の大きさ・表示位置などの配慮で見やすくなります。



【日頃から心がけるマナーやお手伝いの方法】

- ・ まちで立ち止まっているときや、何かを探しているときには、「お手伝いしましょうか?」「どのようにすれば良いですか?」など一声かけることが大切です。体を後ろから押したり抱えあげたり、白杖を持って引っ張ることはしないでください。いきなり手を引いたりすると、相手を驚かせることになりとても危険です。
- ・ 情報を伝えるときは、見た情報を言葉に置き換えて伝えるようにし、具体的に状況を説明してください。「あちら」、「そちら」等の指示語での説明はわかりません。右、左、Om先等具体的に説明してください。
- ・ 案内をするときは、白い杖の反対側に立ち、肩や肘を持ってもらい一緒に歩くようにしましょう。
- ・ 段差や階段があるときには、登りか下りかを言葉で伝えて、先に一歩進んでください。

(3) 聴覚障害

耳が聞こえない、聞こえにくい障害です。外見からは身体的にどこに障害があるのかわかりにくいので、接し方や援助方法の理解が難しい面があります。音声言語によるコミュニケーションが難しいため、情報の送受に支障をきたし、情報が不足しがちになります。特に緊急時の情報不足は大きな問題です。聴力損失の程度、失聴の時期、教育環境等の違いによって、手話や筆談などコミュニケーション手段が異なります。

・ ろう

全く、又は、ほとんど聞こえない状態です。

・ 難聴

残存聴力を活かして音声による言葉が理解できます。(障害の程度によっては音声による言葉の理解が困難な人もいます)

補聴器や人口内耳を使用している人もいます。



- ・ **中途失聴**

音声による言葉を覚えた後、何らかの原因で聞こえなくなった、又は、聞こえにくくなった場合をいいます。

- ・ **老人性難聴**

高齢になって聴力が衰えたことで会話聞き取りにくく、いわゆる耳が遠い状態です。

【日頃から心がけるマナーやお手伝いの方法】

- ・ 筆談をするときは、単語を中心にわかりやすく短い文で書いてください。書くものを持っていないときは、携帯電話の画面に文字を入力して見せる方法もあります。
- ・ 話すときは、口の動きがわかるように大きく口をあけて、ゆっくり、はっきり、正面から話してください。

(4) 内部障害

内部障害とは、身体内部の機能が恒常的に働かなくなっている部位があるため、通常の生活を送る上で困難があり、何らかの支援が必要な状態を言います。内部障害者の中には、重い荷物を持つことや走ることなど、身体的に負担を伴う行為に制限がある場合があります。電車やバスの中で長時間立っていることがつらくなり優先席を利用したくても、外見から障害があることが分かりづらいため、周囲の理解が得られにくいという現状もあります。

身体障害者福祉法では7種類の機能障害が定められており、心臓機能障害、じん臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、呼吸器機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害（平成22年に追加）です。

福祉のまちづくりでは、内部障害の中でも特に膀胱・直腸機能障害への支援がポイントになることが多いです。膀胱・直腸機能障害のため、人工肛門や人工膀胱を保有している人をオストメイトと呼び、多目的トイレ（17ページを参照）などではオストメイトへの配慮が重要な支援になっています。

【日頃から心がけるマナーやお手伝いの方法】

- ・ 内部障害がある方が身近にいるかもしれないという気持ちを持っておきましょう。
- ・ 心臓にペースメーカーを入れている方の30cm以内の場所で携帯電話などの電波を発する機器を使うと、ペースメーカーに影響が出る可能性があるといわれています。混雑した乗り物に乗ったときや優先席では、携帯電話のような電波の出る機器の電源を切っておくようにしましょう。
- ・ 階段や長い距離を歩く場所がある場合は、内部障害の方の中には疲れやすくなることがあるので、車いすを借りられる場所やエレベーターなどの場所を聞かれたらすぐに案内できるように把握しておくといでしょう。



※最近では、身体内部に障害がある人を表している「ハート・プラスマーク」を付けている人もいます。

(5) 知的障害

知的障害とは、先天性または出生時などに、脳になんらかの障害を受けたために知的な発達が遅れ、他人とのコミュニケーションなどの社会生活に困難が生じる障害です。支援を必要としていても社会で活躍されている方もいます。また多くの支援を必要としない方も大勢います。

主な特徴

- ・ 話の内容を理解できなかつたり、自分の考えや気持ちを表現することが難しく、コミュニケーションを上手にとれないことがあります。
- ・ 複雑な話や抽象的な概念の理解が不得意な人もいます。
- ・ 判断したり、見通しをもって考えることが苦手な人もいます。
- ・ 読み書きや計算が苦手な人もいます。
- ・ 困ったことが起きても自分から助けを求めることができない人もいます。

(6) 発達障害

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等、脳機能の障害であって、通常は低年齢において症状が発現する障害です。大人の方でも同様の障害がある方がいます。また、発達障害は重複することが特に多いという特徴があります。

主な特徴

- ・ こたわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手な人もいます。
- ・ 時間の感覚がわかりにくかつたり、不快と感じる音を聞き流せない人もいます。
- ・ 相手の話が理解できない、思っていることをうまく伝えられない人もいます。
- ・ 読み書きや計算が苦手な人もいます。
- ・ 興味のあるものをすぐに触ったり、手に取ったりせずにはいられない人もいます。
- ・ 多動で、歩き回ったり、そわそわして休みなく動いている人もいます。

(7) 精神障害

精神障害とは、統合失調症、気分障害（うつ病など）等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱える障害です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域社会の中で生活しています。

主な特徴

- ・ ストレスに弱く、緊張したり、疲れやすかつたりします。
- ・ 人と対面することや対人関係、コミュニケーションが苦手な人もいます。
- ・ 警戒心が強かつたり、自分に関係のないことでも自分に関係づけて考えたりすることがあります。
- ・ 若年期の発病や長期入院のために社会生活に慣れていない人もいます。
- ・ 統合失調症には、幻覚や妄想の症状のある人もいます。

<知的障害、発達障害、精神障害>

【日頃から心がけるマナーやお手伝いの方法】

- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある方たちは、肢体障害や視覚障害のある方たちと異なり、見た目には非常に分かりにくい障害です。さらに個別性が非常に高く、多様です。そのような障害のある方たちが身近にいるかもしれないという気持ちを持っておきましょう。



- ・ 話しかけるときは、
 - ① まず、笑顔でゆっくりやさしい口調で声をかけます。
 - ② 声をかけたら様子を見て対応します。
- ・ 話を聞くときは、
 - ① リラックスした雰囲気をつくり、相手の様子にあわせて、話をよく聞きます。
 - ② 必要に応じて、質問により相手の気持ちを確認します。「はい」「いいえ」で答えられるように質問します。
 - ③ 必要に応じて、コミュニケーションボード（11 ページを参照）を利用します。
- ・ 話や説明をするときは、
 - ① ゆっくり、はっきり、短く、具体的に話し、内容を理解しているか確認します。
 - ② 言葉での説明以外の方法（メモ、絵や図など）により理解を助けます。
 - ③ 本人を尊重するように話をします。

[協力]

横浜市総合リハビリテーションセンター

[引用・参考文献]

- ・「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」（横浜市福祉局）
- ・「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」（国土交通省）

3 横浜市福祉のまちづくり推進指針（改定版）策定の流れ

時期	検討内容等
平成22年 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・7/14 第28回福祉のまちづくり推進会議開催（小委員会設置）
9月 ～ 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・9/1 第38回福祉のまちづくり推進会議小委員会開催（現行推進指針振り返り、素案策定方法等） ・9/17～10/1 市民アンケート調査実施（eアンケート） 回答数 404/647件（回答率 62.4%） ・10/8 第39回福祉のまちづくり推進会議小委員会開催（推進指針（改定版）の構成、具体的項目について） ・10/16 市民意見交換会実施 参加者 21名 会場：横浜市社会福祉センター8F ＜関係団体へのヒアリング実施＞ ・10/16 横浜市心身障害児者を守る会 参加者 20名 会場：横浜ラポール ・10/20 社団法人横浜市身体障害者団体連合会 参加者 22名 会場：横浜ラポール ・10/25 一万人子育てフォーラム 参加者 5名 会場：かながわ県民センター ・11/15 横浜市老人クラブ連合会 参加者 25名 会場：老人福祉センター 横浜市うらしま荘
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・12/3～15 事業者アンケート調査実施 回答数 159/356社（回答率 45%） ・12/10 第40回福祉のまちづくり推進会議小委員会開催（推進指針（改定版）素案確定、周知方法検討） ・12/14 福祉のまちづくり関係課長会（市民意見募集、関係部局等からの意見聴取）
平成23年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・1/11～1/31 「横浜市福祉のまちづくり推進指針（改定版）素案」市民意見募集実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・2/10 第41回福祉のまちづくり推進会議小委員会開催（推進指針（改定版）原案確定、周知方法確定）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・3/30 第29回福祉のまちづくり推進会議開催（推進指針（改定版）確定）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・推進指針（改定版）策定、公表

4 横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿（第7期）

任期：平成21年7月15日～平成23年7月14日（2年間）

（五十音順 敬称略）

氏名	現職	小委員会委員	備考
石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部教授	○	
末弘 保	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社総務部 企画担当部長		～H22.6.23
伊藤 喜彦			H22.6.23～
大原 一興	横浜国立大学大学院工学研究院教授	○	
江畑 四雄	神奈川県警察本部交通部交通総務課		～H21.11.26
荻原 俊房			H21.11.26～
金子 修司	横浜商工会議所 議員		
川端 道雄	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 副所長		
北川 真紀子	市民公募		
小池 久身子	市民公募	○	
小泉 暁美	横浜市身体障害者団体連合会 （横浜市視覚障害者福祉協会）		
坂本 織也	東京急行電鉄株式会社鉄道事業本部事業 統括部事業推進課長		～H22.9.30
佐藤 乙依			H22.10.1～
嶋田 昌子	横浜シティガイド協会副会長	○	
清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事		
鈴木 道子	横浜市身体障害者団体連合会 （横浜市肢体障害者福祉協会 婦人部長）		
須山 優江	横浜市身体障害者団体連合会 （横浜市中途失聴・難聴者協会 副会長）		
高山 晋一	（財）横浜市老人クラブ連合会理事長		
田嶋 裕美	（社）神奈川県建築士会		
玉城 嘉和	（社）横浜市医師会常任理事		
橋本 早紀	市民公募		
橋本 美芽	首都大学東京健康福祉学部准教授		
原 公子	横浜市身体障害者団体連合会 （横浜市オストミー協会 理事）	○	
平山 正義	横浜市建築事務所協会副会長		
松本 やす子	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長		
山崎 利通	（社）神奈川県バス協会常務理事		
山田 美智子	よこはま一万子育てフォーラム	○	
横松 進一郎	（福）横浜市社会福祉協議会常務理事	○	

5 お問い合わせ先

○ 身近な福祉のまちづくりに関するお問合せは...

区名	福祉保健センター福祉保健課	電話	FAX
鶴見	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1826	510-1792
神奈川	神奈川区広台太田町3-8	411-7135	316-7877
西	西区中央1-5-10	320-8437	324-3703
中	中区日本大通35	224-8330	224-8157
南	南区花之木町3-48-1	743-8267	721-0789
港南	港南区港南中央通10-1	847-8441	846-5981
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6341	333-6309
旭	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6143	953-7713
磯子	磯子区磯子3-5-1	750-2442	750-2547
金沢	金沢区泥亀2-9-1	788-7824	784-4600
港北	港北区大豆戸町26-1	540-2360	540-2368
緑	緑区寺山町118	930-2304	930-2355
青葉	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2436	978-2419
都筑	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2344	948-2354
戸塚	戸塚区戸塚町157-3	866-8424	865-3963
栄	栄区桂町303-19	894-6962	895-1759
泉	泉区和泉町4636-2	800-2433	800-2516
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町190	367-5743	365-5718

○ 身近な福祉のまちづくり活動の拠点は... (各区ボランティアセンター)

区名	社会福祉協議会	電話	FAX
鶴見	鶴見区鶴見中央4-32-1UNEXビル5階	504-5619	504-5616
神奈川	神奈川区反町1-8-4「はーと友神奈川」内	311-2014	313-2420
西	西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階	450-5005	451-3131
中	中区山下町2 産業貿易センタービル4階	681-6664	641-6078
南	南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階	260-2510	251-3264
港南	港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点内	841-0256	846-4117
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町5-11「かるがも」3階	341-9876	334-5805
旭	旭区鶴ヶ峰1-6-35「ばれっと旭」内	392-1123	392-0222
磯子	磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階	751-0739	751-8608
金沢	金沢区泥亀1-21-5 「いきいきセンター金沢」内	788-6080	784-9011
港北	港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206	547-2324	531-9561
緑	緑区中山町413-4「ハーモニーみどり」内	931-2478	934-4355
青葉	青葉区市ヶ尾1169-22 青葉区福祉保健活動拠点	972-8836	972-7519
都筑	都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	943-4058	943-1863
戸塚	戸塚区戸塚町167-25 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点1階	866-8434	862-5890
栄	栄区桂町279-29 栄区福祉保健活動拠点内	894-8521	892-8974
泉	泉区和泉町3540「泉ふれあいホーム」内	802-2150	804-6042
瀬谷	横浜市瀬谷区二ツ橋町469 「せやまる・ふれあい館」内	361-2117	361-2328

- 福祉・保健に関する身近な総合相談は... お近くの地域ケアプラザへ
ボランティア講座や健康教室などの開催や地域の福祉活動・交流の場の提供をしています。また、介護などに関する相談も受け付けています。

- さまざまな分野の市民活動団体やボランティアなどすでに活動している人たちや、これからボランティアなど活動しようとしている場合は...
 - ★ 横浜市市民活動支援センター
市民活動やボランティア活動をしたい人、自分たちの活動をもっと多くの人に知ってほしい団体の活動を支援しています。また、各区にも同様の機能を持った支援センターがあります。
電話：223-2666、 FAX：223-2888

 - ★ 横浜市ボランティアセンター（横浜市社会福祉協議会）
ボランティア・市民活動に関する情報提供、相談対応の他、ネットワークづくり、助成金制度の運営、善意銀行・各種基金の運営などを行っています。また、視覚障害者等からの依頼を受け、ボランティアによる点訳・音訳・対面朗読等をコーディネートするプライベートサービスも行っています。また、各区社会福祉協議会にもボランティアセンターがあります。
電話：201-8620、 FAX：201-1620
URL：<http://www.yokohamashakyo.jp/yvc/top.html>

- 手話通訳・筆記通訳の派遣依頼、OHPや磁気ループの貸出しは...
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール へ
電話：475-2057（通訳派遣は2058）、 FAX：475-2059

- 高齢者、障害者のための住宅改修 に関する相談は...
各区役所福祉保健センターへ

- 横浜市内の福祉のまちづくりに関する情報は...
健康福祉局福祉保健課のホームページでは、市内のバリアフリー情報や健康福祉局で行っている取組などを掲載しています。
・「ヨコハマ・ふくまち.net～横浜市バリアフリー情報～」
URL：<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/chifuku/fukumachi/>



発行年月 平成23年4月

発行 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-2387・4049

FAX 045-664-3622